

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、中小事業主として労災保険に特別加入し、配達先において、トラックの荷台で作業をしていたところ、転落し、〇病院に救急搬送され、「脳動脈瘤破裂」と診断された。請求人は、本件疾病が業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

事業場の用務のために社用車を運転し、配達物を引き渡した後、意識不明となり言語障害を残存したものである。発症原因は、資金繰りや業務上のストレスによるものであり、業務上の災害であることは明らかである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（以下「認定基準」という。）に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 主治医は、意見書において、請求人が罹患した疾病の成因は不明であり、脳動脈瘤破裂による転落であると所見している。

(2) 地方労災医員は、請求人の疾病は、先天的に存在していた動脈壁の脆弱部が次第に膨隆して生じるもので、既往疾病の悪化が業務中に生じたものであるが、過重労働は認められないことから、業務との因果関係は認められないと所見している。

以上から、業務による明らかな過重負荷を受けたとは判断できず、認定基準に該当しないため、業務による疾病とは認められない。

4 審査官の判断

(1) 認定基準に基づいた評価

ア 請求人は、トラックの荷台から転落し、救急搬送されて「脳動脈瘤破裂」によるくも膜下出血と診断されている。

イ 地方労災医員は、意見書において「脳動脈瘤破裂によるくも膜下出血と診断され、開頭手術が行われており、この疾病が、トラックから転落した原因となったことは確実である。」と所見していることから、「脳動脈瘤破裂」が、トラックの荷台からの転落による頭部外傷が原因となって発症したとは判断できない。

ウ 発症直前から前日までの間において、異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

エ 発症前おおむね1週間及び発症前おおむね6カ月の業務の過重性については、発症前1週間の時間外労働時間は7時間31分、発症前1か月では25時間54分、最も多い1月当たりの平均時間外労働時間数は31時間45分であることから、長時間労働に従事したものは認められない。

オ 労働時間以外の負荷要因として、精神的緊張を伴う業務等は認められず、作業環境として、特に負担となる状況は認められない。

また、事業の資金繰りの大変さ等により、請求人のストレスになっていたとのことであるが事業場を立て直すための業務については、事業主本来の業務であり、特別加入者の業務の範囲には該当しないものである。

カ 地方労災医員は、「脳動脈瘤の成因は、先天的に存在していた動脈壁の脆弱部が次第に膨隆して生ずるもので、超過勤務時間をみても過重労働は認められず、発症時に災害等の発生もないことから、本件は既往疾病の悪化が業務中に生じたものであり、業務との間に相当因果関係は見出しえない」と所見している。

(2) 結論

以上から、請求人に発症した疾病は、業務との相当因果関係を認めることは困難であり、業務上の事由によるものと認めることは出来ない。

したがって、監督署長が請求人に対して行った療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。